

令和3年2月25日
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構

人形峠環境技術センターにおける加工の事業に係る廃止措置計画の認可について

人形峠環境技術センターのウラン加工施設であるウラン濃縮原型プラント（DP）は、遠心分離法による濃縮技術や機器・設備の大型化など、民間企業による商業化につなぐ研究開発を目標として、建設・運転が行われた。

平成13年（2001年）の運転終了後は系統内に付着しているウランの回収等を行ってきたが、平成29年（2017年）度末までに廃止措置を開始するための準備を終了したこと及び原子力規制庁から「ウラン加工施設に対する規制の進め方について」（平成30年（2018年）4月）が示されたことにより、原子炉等規制法で規定されている「廃止措置計画認可申請」を平成30年9月28日に原子力規制委員会へ申請してきたが、令和3年（2021年）1月20日に認可を得た。

今後は、準備が整い次第、廃止措置の第1段階（機能を維持する設備を除く運転を終了した設備の解体）に入る予定。

【これまでの経緯】

- ・平成30年9月28日 原子炉等規制法第22条の8（事業の廃止に伴う措置）で規定される「廃止措置計画」の認可を申請
- ・令和元年8月9日 核燃料施設等の廃止措置計画に係る審査会合を踏まえ、一部補正
- ・令和2年1月16日 核燃料施設等の廃止措置計画に係る審査会合を踏まえ、一部補正
- ・令和2年7月15日 原子力規制委員会及び核燃料施設等の廃止措置計画に係る審査会合を踏まえ、一部補正
- ・令和3年1月20日 「廃止措置計画」の認可

【廃止措置計画の概要】

- ・設備及び機器の解体撤去は、約20年間をかけて段階的（2段階）に行い、令和22年（2040年）頃の完了を目指す。
- ・設備の解体は、第1段階として、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設等の機能を維持する設備を除く、運転を終了した設備から解体を行う。
- ・第2段階として、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設等の機能を維持する設備の解体を行う。
- ・安全確保対策として、放射性物質の漏えい低減、被ばく低減、事故防止対策を講じる。
- ・加工施設の設備及び機器の解体撤去を通して、民間のウラン濃縮施設の更新等へ活用するための調査・研究等を実施する。

廃止措置の全体工程表

年度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	R18 (2036)	R19 (2037)	R20 (2038)	R21 (2039)	R22 (2040)
廃止措置の工程	第1段階 (機能を維持する設備を除く運転を終了した設備の解体期間)										第2段階 (機能を維持する設備の解体期間)										
	機能を維持する設備を除く運転を終了した設備の解体										管理区域の解除										
	DOP-1高周波電源設備の解体										機能を維持する設備の解体										
	DOP-1UF6処理設備の解体																				
	均質設備の解体										機能を維持する設備の解体										
	滞留ウラン除去設備の解体																				
	分析設備等、機能を維持する設備を除く設備・機器の解体										機能を維持する設備の解体										
	DOP-1・DOP-2カスケード設備の解体																				
	核燃料物質の譲渡し先の決定										機能を維持する設備の解体										
	核燃料物質の貯蔵																				
放射性物質の放射能濃度の測定及び評価方法の認可申請										核燃料物質の譲渡し											
放射性廃棄物の保管										放射能濃度の確認申請											
放射性廃棄物の処理・廃棄										放射性廃棄物の処理・廃棄											

- ・設備の解体には汚染状況調査を含む。
- ・廃止措置工程の終了時期以外の年度展開については、厳密なものではなく、本図に記載した工事の順序を遵守して工事を実施していく。